

先導的ITスペシャリスト育成推進プログラム 教材ポータル「edubase」 講演・演習撮影ガイドライン サマリ

2009/11/16 ver.1

本サマリは「先導的ITスペシャリスト育成推進プログラム教材ポータルサイトedubase」において公開することを目的に講演・演習等を撮影する際に留意すべき事項の概要です。

「講演・演習撮影ガイドライン」に基づいて作成されています。

1 撮影の対象となる講演・演習

- 講演・演習撮影ガイドラインは,
 - NII GRACEセンター及び各拠点において実施される講演・演習・講義(これらの中での議論・質疑応答・発表を含む)

を撮影する場合を対象としています。

2 肖像権への配慮

- 個人が特定できる映像を撮影・公開する場合には、肖像権への配慮が必要です。

① 映す必要のない人は映さない

- カメラの設置位置や撮影範囲を工夫して、個人が特定できないように心がけてください。

② 映っている場合にどうするか

- 講演者や発表学生等のように個人を特定できる程度に撮影する必要がある場合は、以下のいずれかが必要です。

ア あらかじめ承諾を得る

イ 個人が特定できないように編集処理を行う

3 著作権への配慮(1/2)

- 著作物を撮影した映像を公開する場合には、著作権への配慮が必要です。

(1) 対象となる著作物

- 講演・講義に用いた資料
- 演習等の成果物
例) レポート, プレゼンテーション用資料, ソフトウェアの動作, 設計書
- 口述著作物
例) 講演・講義の口述記録、演習におけるプレゼンテーション・議論

3 著作権への配慮(2/2)

(2) 著作権者の承諾

① 誰から承諾を得るか(著作権者)

当該著作物を創作した人(二次的著作物の場合は原著作物の著作権者も含む)から承諾を得てください。

② いつ承諾を得るか(承諾の取得時期)

当該演習等の開始前または終了直後に取得してください。

複数回開講される演習等の場合、初回に一括して全回分の承諾を得ることも可能です。

③ 何について承諾を得るか

演習等で利用し、映像に記録され、公開されるすべての著作物が対象に含まれます。

④ どのような利用許諾条件で承諾を得るか

著作権者による利用許諾条件の指定方法としては、以下のものがあります。

ア 利用許諾条件を自ら設定する

イ 利用許諾条件の設定を映像作成者に一任する

ひとつの映像に複数の著作権者が存在している場合、映像の公開を円滑に行うためには、すべての権利者が同一の利用許諾条件に合意する必要があります。

注)承諾書のサンプルは添付されています。

4 著作隣接権への配慮

- 講演者・発表者・討論の参加者等には実演家の権利(録画権, 送信可能化権等)が認められる可能性があります。
- 音声のみを録音した場合,録音をした者にレコード製作者の権利(複製権、送信可能化権等)が認められる可能性があります。

5 機密情報への配慮

- 教職員による講義・講演や教職員以外の講演者による講演においては,営業秘密その他の機密情報が含まれている可能性があります。

6 撮影上の注意点

- 撮影行為自体についても著作物性(映画の著作物)が認められる余地があります。

7 未成年者への配慮

- 撮影の被写体や著作権者に未成年者が含まれる場合は保護者から承諾を得てください。

注)承諾書のサンプルは添付されています。